



令和2年 (2020年) 8月26日(水)

No. 15240 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ⑳  
最近の裁判例における進歩性判断…………… (1)

知財の常識・非常識 ⑳

# 最近の裁判例における進歩性判断

桜坂法律事務所

弁護士 岡田 健太郎

## 第1 はじめに

特許法29条2項は、特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が29条1項各号に掲げる発明に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明については特許を受けることができないと規定しています(進歩性の要件)。

進歩性の要件を満たしているかどうかの判断は、特許請求の範囲に基づいて特許出願に係る発明(本願発明)を認定した上で、29条1項各号所定の発明と対比し、一致点及び相違点を認定し、相違点がある場合には、当業者が、出願時(又は優先権主張日)の技術水準に基づいて、当該相違点に対応する本願発明を容易に想到することができたかどうかによっ

## 外国出願・権利化

貴社のグローバル知財戦略を、  
競合他社の開発動向を踏まえた権利化で  
支援する異次元プロフェッショナル集団



ttdc-ip@ml.toyota-td.jp



TTDC, your IP partner